

## [刑 法]

以下の事例に基づき、甲の罪責について論じなさい（建造物侵入罪を除く）。

1 甲（男性、28歳）は、22歳で大学を卒業した後、売れっ子お笑い芸人になって余裕のある生活をしたいとの思いから、芸能事務所に所属して活動してきたが、なかなか芽が出なかった。それでも経済的に余裕のある生活をしたかったことから、甲は、借金をしては高級腕時計や海外旅行、高級レストランでの食事に充て、その画像をSNSにアップしていた。借金の総額は、令和7年4月時点で700万円に達していた。

2 令和6年11月25日、甲は、街コンで知り合った大学生のV（女性、20歳）と交際を始めた。甲は、Vに対し、自らを実業家と称し、同年12月から、Vが一人暮らしするアパートの家賃を立て替えていた。

令和7年4月上旬、Vは、甲に対し、仕事の内容を詳しく尋ねるようになった。その度に甲は、「まだ大学生のVに仕事の内容を理解させるのは難しい」などと言って適当に対応していたが、嘘に嘘を重ねなければならないVとの生活に疲れを感じるようになり、Vを殺して関係を清算しようと考えようになった。

3 甲は、①VのアパートでVを刺殺し②その遺体を人気のない山中まで運んで燃やす計画を立て、自宅の近所にあるホームセンターで包丁（牛刀、刃体21センチメートル、鉄製。以下「本件包丁」という。）を購入し、「包丁 人体 急所」等の検索ワードでインターネットを検索して具体的な殺害方法を練った。そして令和7年4月26日午後8時頃、Vの自宅において、甲は、実家に帰るためポストンバッグに荷造りをしていたVの背後から近づき、その首に本件包丁を突き刺した。突然の事態に驚いたVは、後ろを振り向いて甲の腕をつかんで抵抗したが、首から血を流してリビングの床に倒れ込み、動かなくなった。甲は、Vが死亡したものだと思ったが、実際には、Vは失血性ショックのため一時的に意識を失ったにすぎず、死んではいなかった。

4 甲は、Vのズボンの膨らんだポケットが目に留まり、財布と携帯電話機を抜き取った。そして、甲は、財布の中から現金2万円を取り出して、自分のズボンの左前ポケットにしまった。さらに、犯行の発覚を遅らせるために、甲は、携帯電話機の電源を落としてから自分のズボンの左後ろポケットにしまった。

5 甲は、Vを布団にくるんで車のトランクに積み込み、約20分かけてVのアパートから約5キロメートルの距離にある人気のない山中まで運ぶと、Vを布団にくるんだまま駐車場（車8台分ある駐車スペースのうち3台に車が停めてあり、

砂利が敷き詰められている。最寄りの人家までは約2キロメートルの距離がある。)で降ろしてからライターで火を付けた。甲は、火が燃え上がり、火柱が1メートルほどの高さになったのを見届けてから、車で駐車場を後にし、甲の自宅に帰る道中でVの携帯電話機を捨てた。火は風にあおられて、同駐車場に止めてあった車1台に達し、その外装を黒くすすけさせ、ウインドウを変形させ、タイヤを溶かしてパンクさせた。Vは、煙を吸い込んだことによって窒息死した。

なお、Vが窒息死した時期は、首からの失血によりVが死亡すべき時期よりも幾分早かった。



# 表

## 答案練習会

試験科目	受験番号	フリガナ	
刑法 I		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会  
 2025.4.27実施 刑法I  
 講師：水野直 先生 sha98fuki@yahoo.co.jp

刑法 I

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

刑法 I

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法的答案用紙です。

行政法的答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時は「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

2025.4.27実施 刑法I

講師：水野直 先生 sha98fuki@yahoo.co.jp

刑法 I

刑法 I

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

# 予備試験答案練習会(刑法Ⅰ)採点基準表

受講者番号	
-------	--

	小計	配点	得点
<b>甲の罪責</b>	(40)		
<b>1 Vへの殺人罪(199条)</b>			
(1) 殺人罪の「実行に着手」(43条本文)		3	
(2) Vが窒息死したこと		1	
(3) 甲の犯行計画と現実とのズレ ア 因果関係の判断基準とその当てはめ イ 因果関係の錯誤		8	
<b>2 Vへの過失致死罪(210条)</b>			
「過失によって人を死亡させた」		2	
<b>3 死体損壊罪(190条)の成否</b>			
(1) 「過失によって人を死亡させた」 (2) 抽象的事実の錯誤(38条2項)		2	
<b>4 V所有の2万円の窃盗罪(235条)</b>			
(1) 「他人の財物」「窃取」		2	
(2) 故意・不法領得の意思		2	
<b>5 V所有の携帯電話機に対する罪</b>			
(1) 窃盗罪の成否 ア 「他人の財物」「窃取」、故意 イ 不法領得の意思(犯行発覚を遅らせる目的)		5	
(2) 器物損壊罪(261条)の成否 ア 「他人の物」「毀損」 イ 抽象的事実の錯誤(38条2項)		5	
<b>6 建造物等以外放火罪(110条1項)</b>			
(1) 「前2条に規定する物以外の物」「放火」「焼損」		2	
(2) 「公共の危険」 ア 内容 イ 認識の要否		5	
<b>7 罪数</b>			
罪数処理		3	
<b>裁量点</b>	(10)	10	
<b>合計</b>	(50)	50	0

2025年4月27日

担当：水野直

一 Vの首に本件包丁を突き刺して死亡させた甲の行為につき、殺人罪（刑法（以下略す）199条）が成立する。

1 殺人罪の「実行に着手」（43条本文）とは、人を死亡させる現実的危険性のある行為を開始することをいう。本件包丁は、刃体が21センチメートルある鉄製の硬い牛刀で、刺突力・殺傷力が高い。これをVの首という身体の枢要部に突き刺した甲の行為は、Vという「人」を死亡させる現実的危険性のある行為を開始したといえる。したがって、甲は、殺人罪の「実行に着手」したといえる。

2 甲がVという「人を殺した」といえるためには、甲の刺突行為とVの窒息死との間に因果関係が必要となる。甲の放火行為が介在した本件で、因果関係が認められるかが問題となる。

因果関係は、実行行為の有する結果発生の危険性が結果へと現実化したといえる場合に肯定されると考える。

甲の刺突行為は、それだけでVを失血死させかねない危険な行為である。首から出血して意識不明に陥ったVは一見死体と変わらず、Vが死亡したと甲が誤信するのも無理はない。Vを布団にくるんで燃やす甲の行為は、証拠隠滅の方法として不自然とはいえない。V宅と駐車場は、距離5キロメートル、車で20分と時間的場所的に近接しており、犯行計画に基づき刺突行為と放火行為が間断なく行われていたことに照らせば、放火行為の異常性は小さい。Vは窒息死しているが、意識不明で身動きが取れず、煙を吸い込まざるを得なかったのであるから、当該死亡は甲の刺突行為に誘発されたもの

といえる。Vが窒息死した時期は、首からの出血によりVが死亡すべき時期よりも幾分早かったに止まることも併せると、Vの死亡に対する甲の放火行為の寄与度は限定的といえる。そうすると、刺突行為にはVを窒息死させる危険が内包されており、これがVの窒息死へと現実化したといえるところ、因果関係が認められる。

3 甲はVを殺して関係を清算しようと考えて本件行為に及んでいるところ、故意も認められる。

甲はVを刺殺する認識の下、現実には窒息死させているものの、この点は故意を阻却しない。なぜなら、因果関係はその存在が構成要件要素であるところ、現実の具体的因果経過を認識していない甲にも因果関係の存在の認識自体はあるといえるからである。

二 意識不明のVを燃やした甲の行為は、死体損壊罪（190条）の構成要件に該当しない。甲は死体損壊罪の認識の下、「重い罪に当たるべき行為」（38条2項）である殺人罪を行っている。殺人罪と死体損壊罪は、人の生命と人の宗教感情を保護法益とする点でそれぞれ異なり、構成要件の重なり合いが認められないからである。

注意を払えばVが生存していたことに気付けたのにこれを怠って窒息死させた甲の本件行為は「過失により人を死亡させた」ものとして過失致死罪が成立する（210条）。

三 1 犯行の発覚を遅らせるためにVの携帯電話機をVのズボンから取り出して甲のポケットに入れた甲の行為は、窃盗罪の客観的構成要件を満たす。「他人の財物」とは他人が所有する財物をいうと

ころ、V所有の携帯電話機はこれを満たす。「窃取」とは、財物に対する他人の占有をその意思に反して自己の下に移転することをいうところ、甲はVの推定的意思に反してその推定的意思に反して自己のポケットに入れているからこれを満たす。

2 不法領得の意思の内容をなす利用処分意思は、財物の経済的用法に従い利用処分する意思をいい、毀棄罪と区別する趣旨からは、財物自体から生じる何らかの効用を享受する意思で足りると考える。

犯行発覚を遅らせる目的は、V所有の携帯電話機の電源を落として廃棄することから生じる間接的効用を受ける目的に過ぎず、毀棄目的に含まれるといえる。したがって、甲に不法領得の意思が認められない本件行為につき窃盗罪は成立しない。

3 同行為につき、Vの携帯電話機という「他人の物」の効用を害することで「損壊」したものとして、器物損壊罪（261条）が成立する。行為態様から窃盗罪の認識認容が認められる甲には、実現した器物損壊罪の故意も認められる。なぜなら、両罪は、行為態様が財物の占有移転、保護法益が他人の所有権である点で、器物損壊罪の限度で構成要件の重なり合いが認められるからである。

四 Vのポケットから財布を抜き取り、「他人の財物」である2万円を取り出して甲のズボンのポケットに入れて「窃取」した甲の行為につき、窃盗罪が成立する。本罪の故意及び不法領得の意思は、甲の行為態様及びこれらを否定すべき事情がないことから認められる。

五 Vをくるんだ布団にライターで火を付けて燃やした甲の行為に



つき、建造物等以外放火罪（110条1項）が成立する。

1 甲は、「前2条に規定する物以外の物」である布団にライターで火を付けて「放火」して燃え上がらせ、これを「焼損」している。

2 公共危険犯としての本罪の性格に照らせば、「公共の危険」は、不特定又は多数者の生命・財産等への危険を含むものと解される。

燃え上がった火柱は、駐車場に停めてある車に達し、その外装を黒くすすけさせ、ウインドウを変形させ、タイヤを溶かしてパンクさせている。これは、駐車場に停めてある車という不特定者の財産を毀損したことで「公共の危険を生じさせた」といえる。

3 行為態様及び故意を否定すべき事情がないことから、甲には本罪の故意が認められる。なお、「よって」との文言上、本要件は加重結果に過ぎず、その認識は不要と解される。

## 六 罪数

甲には、①Vへの殺人罪②Vへの過失致死罪③V所有の2万円の窃盗罪④V所有の携帯電話機への器物損壊罪⑤V所有の布団に対する建造物等以外放火罪が成立する。②は同一客体に対する罪として①に吸収されて一罪となり、③と④は同一機会に同一被害者に行われたものとして包括一罪となり、⑤と併せて「確定裁判を経ていない二個以上の罪」として併合罪となる（45条前段）。

以上

一 Vの首に本件包丁を突き刺して死亡させた甲の行為

1 犯行計画

①VのアパートでVを包丁で刺殺し（第1行為）②その遺体を人気のない山中まで運んで燃やす（第2行為）

計画どおりに犯罪が実行されれば、甲には殺人罪と死体遺棄罪（さらに建造物等以外放火罪）が成立する。

2 現実の因果経過

①Vは首を包丁で突き刺されたことで出血性ショック（意識不明）になり

②生きたまま布団にくるまれて火を付けられ、煙を吸い込んで窒息死

第1行為と第2行為を分けると、①は殺人未遂罪、②は過失致死罪となる。

3 いわゆる遅すぎた構成要件の実現の問題意識

行為者は、殺意をもって、殺人の実行行為を行い、被害者を死亡させており、全体として犯意を遂げているのに、被害者の死亡時期が犯行計画よりも後にずれただけで刑が軽くなるのは、犯罪の実態にそぐわず不当である。

(1) 検討手順

客観面で因果関係の存否を検討してから、主観面で因果関係の錯誤を検討する。

(2) 認識の要否

因果関係は、故意の対象である構成要件要素である以上、その認識は必要と解される。

(3) 認識の対象

故意の対象となる因果関係は、その存在自体である<sup>1</sup>（具体的因果経過の違いは、構成要件的に重要な事実ではない）。具体的因果経過の点で行為者の認識と結果とが食い違っていたとしても、因果関係の存在自体を認識している点で異ならないから、故意を阻却しない<sup>2</sup>。

二 Vを布団にくるんで火を放ち、煙を吸い込ませて窒息死させた甲の行為につ

---

<sup>1</sup> 橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』[2020] 177頁～。

<sup>2</sup> この見解は、主観と客観とのズレが（同一）構成要件の範囲内で一致する具体的事実の錯誤は故意を阻却しないと解する法定的符合説（抽象的法定符合説）とも整合的といえる。法定的符合説は、行為者がAを殺すつもりで誤って横にいたBを殺したという具体的事実の錯誤（方法の錯誤）において、AもBも行為の対象が人であるという殺人罪の構成要件要素を満たす点で同一であるところ、故意を阻却しないと解する。これを因果関係に置き換えると、行為者がCという因果経過で人を殺すつもりで、誤ってDという因果経過で人を殺した場合、CもDも因果関係の存在という構成要件要素を満たす点で同一であるところ、故意を阻却しないと解することになる。

き、過失致死罪（210条）が成立する。

三 Vのポケットから財布を抜き取り2万円を取り出して甲のズボンのポケットに入れた甲の行為につき、窃盗罪（235条）の成否

「他人の財物」「窃取」の解釈を示して事実を端的に当てはめた上で、故意、不法領得の意思が認められることを端的に指摘する<sup>3</sup>。

四 犯行の発覚を遅らせるためにVの携帯電話機をVのズボンから取り出して甲のポケットに入れた甲の行為につき、窃盗罪の成否

1 構成要件該当性

「他人の財物を窃取した」の要件に事実を端的に当てはめる。

2 不法領得の意思

犯行の発覚を遅らせるために本件行為に及んだ甲に、不法領得の意思があるといえるか。

(1) 不法領得の意思の内容・意義

領得罪の成立に必要な主観的構成要件要素であり、他人の財物の占有者が①権利者を排除し、他人の物を自己の物と同様に（権利者排除意思）②その経済的用法に従い利用処分する意思（利用処分意思）をいう（判例<sup>4</sup>）。

①：一時利用目的の財物の占有移転行為を窃盗罪から排除する趣旨

②：占有移転行為を伴う毀棄隠匿を窃盗罪から排除する趣旨

特に②の趣旨を踏まえれば、厳密な意味での当該財物の経済的用法に従う必要はなく、財物自体から生じる何らかの効用を享受する意思で足りると解される（ex. 下着泥棒）。

---

<sup>3</sup>刑法各論では、条文の文言と規範定立、これに対する当てはめを淡々と行っていくことが高得点の秘訣である。以下、住居侵入罪を端的に認定する際の記述を比べてみる。

A 「甲はV宅という『他人の住居』にVに無断で立ち入って『侵入した』といえる」

B 「『他人の住居』とは、他人の起臥寝食に使用されている住宅をいうところ、V宅はVの起臥寝食に使用されている住宅であるからこれに当たる。また、「侵入」とは、住居権者の意思に反する立入りをいうところ、Vに無断でV宅に立ち入った甲の行為はこれに当たる」

AよりもBの方が、法解釈が示されている分だけ評価が高い。前者は、法律を全く知らない人でも、刑法130条前段を示されれば書けるのに対し、後者は同条を示されたとしても書けない表現だからである。ただ、Bは基本形であり、紙幅や時間に余裕がない場合、あるいは要件の充足に争いがないと思われる場合には、Aのような簡潔な形で論述を済ませる場合もある。

<sup>4</sup> 最判昭和26・7・13 刑集5-8-1437

(2) 本問での問題点

- ・ 犯行の発覚を遅らせる目的は、Vの携帯電話機の経済的用法に従い利用処分する意思、ひいてはVの携帯電話機から生じる何らかの効用を享受する意思といえるか。
- ・ 被害者の携帯電話の電源を落とすことで、これに内臓されているGPS機能、通話機能、メール機能等が害される。これにより、行為者は、犯行の発覚の遅れという利益を間接的に受ける。
- ・ 被害者所有の携帯電話機の廃棄に伴い行為者が間接的に受ける利益は、財物自体から生じる何らかの効用に含まれるか (ex. 憂さ晴らし)。

五 Vをくるんだ布団にライターで火を付けて燃やした甲の行為につき、建造物等以外放火罪（110条1項）の成否

- 1 「前二条以外の物」と「放火して……焼損し」は端的に記述する。
- 2 「よって公共の危険を生じさせた」

(1) 要件解釈

「公共の危険」との文言は抽象的であり、その内容が文言上は明らかでない。そこで、その内容を解釈によって明らかにする必要がある。

本条にいう「公共の危険」は、必ずしも刑法108条及び109条1項に規定する建造物等に対する延焼の危険の身に限られるものではなく、不特定又は多数の人の生命、身体又は建造物等以外の財産に対する危険も含まれる<sup>5</sup>。

- (2) 認識の要否：不要（判例<sup>6</sup>）。故意があることと併せて端的に書く。

【参考文献】

大塚裕史ほか『基本刑法Ⅱ総論 [第3版]』〔2020〕

大塚裕史ほか『基本刑法Ⅱ各論 [第3版]』〔2023〕

橋爪隆『刑法総論の悩みどころ』〔2020〕

橋爪隆『刑法各論の悩みどころ』〔2022〕

前田雅英ほか『条解刑法 [第4版補訂版]』〔2023〕

---

<sup>5</sup> 最決平成15年4月14日刑集57-4-445（108条、109条に規定する物件に延焼する危険に限定していた判例〔大判明44年4月24日刑録17-655〕を変更）

<sup>6</sup> 最決昭和60年3月28日刑集39-2-75